

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）新旧対照表

(新)	(旧)
目次 略	目次 略
第一章及び第二章 略	第一章及び第二章 略
第三章 乳児院	第三章 乳児院
第二十五条及び第二十六条 略	第二十五条及び第二十六条 略
(職員)	(職員)
第二十七条 略	第二十七条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。以下同じ。） <u>（短期大学を除く。）</u> において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。以下同じ。） <u>の学部で</u> 、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
5から7まで 略	5から7まで 略
第二十八条から第三十四条まで 略	第二十八条から第三十四条まで 略
第四章 母子生活支援施設	第四章 母子生活支援施設
第三十五条 略	第三十五条 略
(職員)	(職員)
第三十六条 略	第三十六条 略
2 略	2 略
3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学 <u>（短期大学を除く。）</u> において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した	3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の <u>学部で</u> 、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した

者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4 から6まで 略

第三十七条から第四十三条まで 略

第五章及び第六章 略

第七章 児童養護施設

第五十六条 略

(職員)

第五十七条 略

2 及び3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 から7まで 略

第五十八条 略

(児童指導員の資格)

第五十九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 から三まで 略

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4 から6まで 略

第三十七条から第四十三条まで 略

第五章及び第六章 略

第七章 児童養護施設

第五十六条 略

(職員)

第五十七条 略

2 及び3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 から7まで 略

第五十八条 略

(児童指導員の資格)

第五十九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 から三まで 略

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六から八まで 略

九 学校教育法の規定により、~~幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認められたもの~~

十 略

第六十条から第六十五条まで 略

第八章 福祉型障害児入所施設

第六十六条 略

(職員)

第六十七条 略

2から4まで 略

5 前項の心理指導担当職員は、~~学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）~~において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六十八条から第七十四条まで 略

第九章から第十一章まで 略

第十二章 児童心理治療施設

第八十八条 略

(職員)

第八十九条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、~~学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）~~において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する

六から八まで 略

九 学校教育法の規定により、~~小学校~~、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認められたもの

十 略

第六十条から第六十五条まで 略

第八章 福祉型障害児入所施設

第六十六条 略

(職員)

第六十七条 略

2から4まで 略

5 前項の心理指導担当職員は、~~学校教育法の規定による大学の学部~~、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六十八条から第七十四条まで 略

第九章から第十一章まで 略

第十二章 児童心理治療施設

第八十八条 略

(職員)

第八十九条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、~~学校教育法の規定による大学の学部~~、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する

科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

4 から 6 まで 略

第九十条から第九十五条まで 略

第十三章 児童自立支援施設

第九十六条 略

(職員)

第九十七条 略

2 及び 3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5 及び 6 略

第九十八条 略

(児童自立支援専門員の資格)

第九十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 から 三 まで 略

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位

科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

4 から 6 まで 略

第九十条から第九十五条まで 略

第十三章 児童自立支援施設

第九十六条 略

(職員)

第九十七条 略

2 及び 3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5 及び 6 略

第九十八条 略

(児童自立支援専門員の資格)

第九十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 から 三 まで 略

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位

を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学
院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事した
もの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であ
るもの

五から八まで 略

第百条から第百六条まで 略

第十四章 略

附 則 略

を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学
院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事した
もの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であ
るもの

五から八まで 略

第百条から第百六条まで 略

第十四章 略

附 則 略